

平成30年度鹿屋市年間監査計画

都市監査基準第13条第2項に規定する年間監査計画を次のとおりとする。

1 監査種別ごとの計画

(1) 財務監査

ア 定期監査 市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているかについて、毎年度実施する。また、必要に応じ、市の事務事業の執行に係る工事について設計、施工等が適正に行われているかどうか、また、建物等の維持管理が良好であるかどうかについて実施する。

定期監査は、実施を1期、2期、3期に区分して行い、実施計画はその期別に策定する。

	対 象	実施（予定）時期	実施体制	実施方法
1期	農林商工部 平成29年度分	4月	監査委員3名 事務局職員	一般監査
	建設部 平成29年度分	5月	〃	〃
2期	教育委員会・議会事務局・選挙管理委員会・農業委員会事務局・輝北総合支所・串良総合支所・吾平総合支所 平成30年度分	10月～12月	〃	〃
	教育委員会（教育機関） ※別途選定 平成29・30年度分			
3期	市長公室・総務部・保健福祉部・市民生活部・上下水道部・出納室・監査委員事務局・公平委員会 平成30年度分	1月～3月	〃	〃

イ 随時監査 監査委員が必要と認めるときは、定期監査に準じて実施する。

(2) 行政監査

監査委員が必要と認めるときは、市の事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかについて適時に実施する。

実施に当たっては、定期監査に準じて実施する。

対 象	実施（予定）時期	実施体制	実施方法
必要に応じ選定	随 時	監査委員3名 事務局職員	一般監査又は 書面監査

(3) 財政援助団体等に対する監査

財政的援助及び出資を行っている団体並びに公の施設の管理を行わせているものに対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかについて実施する。併せて、所管課に対し随時監査を実施する。

対 象	実施（予定）時期	実施体制	実施方法
必要に応じ選定 平成 28・29 年度分 (必要に応じ平成 30 年度分)	10 月	監査委員 3 名 事務局職員	一般監査

(4) 例月現金出納検査

会計管理者及び水道事業管理者の保管する現金の在 High 及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかについて実施する。

対 象	実施（予定）時期	実施体制	実施方法
一般会計、特別会計、 基金及び歳入歳出外現金 水道事業会計	毎月 (おおむね 25 日)	監査委員 3 名 事務局職員	書面監査

(5) 決算審査

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて実施する。

対 象	実施（予定）時期	実施体制	実施方法
一般会計 平成 29 年度分 特別会計 平成 29 年度分	7 月	監査委員 3 名 事務局職員	書面監査
水道事業会計 平成 29 年度分	6 月	〃	〃

(6) 基金の運用状況審査

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて実施する。

対 象	実施（予定）時期	実施体制	実施方法
平成 29 年度分	5 月	監査委員 3 名 事務局職員	書面監査

(7) 健全化判断比率及び資金不足比率審査

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確に計上され適正に作成されているかどうかについて実施する。

対 象	実施（予定）時期	実施体制	実施方法
平成 29 年度分	8 月	監査委員 3 名 事務局職員	書面監査

(8) 特別監査

(1) から (7) に掲げる監査等のほか、法令の規定に基づき請求もしくは要求があったとき又は監査委員が必要と認めるときは、法令に基づく下記の監査を実施する。

これらの監査を行うときは、(1) から (3) に掲げる監査に優先して実施する。

- ア 住民の直接請求に基づく監査
- イ 議会の請求に基づく監査
- ウ 市長の要求に基づく監査
- エ 公金の収納又は支払事務に関する監査
- オ 住民監査請求に基づく監査
- カ 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査

対 象	実施（予定）時期	実施体制	実施方法
請求もしくは要求に基づく	随 時	監査委員 3 名 事務局職員	一般監査又は 書面監査

(9) その他

○実施体制について

監査委員 3 名で監査等を実施し、事務局職員が補助する。

監査委員の補助機関である事務局の職員は、鹿屋市監査実務第 25 条に基づき、事務を執行する。

監査等の実施において、2 班体制とする場合は、監査対象内容や事務従事年数等を考慮して、その班編成は事務局長が決定する。

○実施方法について

ア 一般監査

実施対象へ資料の提出を求め、職員等から説明を聴取し、関係書類及び帳簿の閲覧・帳簿突合・計算突合をし、必要に応じ実査をする方法で行う監査等をいう。

イ 書面監査

提出された資料及び関係書類を事務局職員が事前に確認、証憑突合を行い、実施対象の職員等から説明を聴取ののち質問し、必要に応じ立会、実査を行い、帳簿突合・計算突合をする方法で行う監査等をいう。

2 月次計画

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
定期 監査	1期	資料不切(5月分) 現地調査	現地調査	講評	公表		措置状況 不切					実施計画 通知・資料請求	資料不切 (4月分)	
		実施		農林商工部／建設部										
	2期					実施計画	通知・資料請求	資料不切	現地調査	講評	公表		措置状況不切	
		教育委員会・議会・選管・農委・総合支所							実施					
	3期	公表		措置状況不切						実施計画 通知・資料請求	資料不切 (1月分)	資料不切 (2月分)	現地調査	講評
		市長公室・保健福祉部・上下水道部・市民生活部・総務部・出納室・監査公平										実施		
財政援助団体等監査						データ抽出 実施計画	資料不切	実施 4～5日	講評	公表		措置状況不切		
例月 現金 出納 検査	例月検査	3月分	4月分 2年度分	5月分 2年度分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	
	報告	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	
	証拠書類確認	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	
	是正事項不切	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	
決算 審査 等	基金	実施計画	ヒアリング、審査		意見書提出 (上旬)									
	水道会計	棚卸実地検査		ヒアリング、審査	意見書提出 (下旬)								実施計画	
	一般・特別会計		実施計画		ヒアリング、審査	意見書提出								
	健全化判断比率 等		実施計画		ヒアリング、審査	意見書提出								
総会・委員会議等		県各市監査 委員会 薩摩川内市	九州各市監 査委員会 那覇市					西日本監査 委員会 周南市	事務局研修会 伊佐市	品質評価		年間監査計 画・例月実 施計画	次年度実施 方針	